

中期計画の認可について

【参考：地方独立行政法人法】

（中期計画）第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

（中期目標等の特例）第七十八条

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。

【参考：前橋市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則】

（中期計画の認可の申請等）第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の60日前までに（法人の成立後最初の中期計画にあつては、法人の成立後遅滞なく）、市長に提出しなければならない。

1 今後のスケジュール

1月31日まで 中期計画を記載した申請書の提出（大学→市）

2月中 中期計画の認可（市→大学）

2 認可に係る視点

- (1) 目標達成のための具体的方策を定める等、確実かつ効果的に成果に結び付けていくような内容となっているか。
- (2) 中期目標との整合性はとれているか。
- (3) 中期目標を達成するための指標を設定しているか。
- (4) 評価指標の目標値は適切か。
- (5) 評価委員会による業務実績評価の結果について反映されているか。

【参考：地方独立行政法人法】

（評価の結果の取扱い等）第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。